

税の申告 正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう！

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月17日(月)～3月17日(月)

★左の日程表をよく確認の上、各会場へお越しください。

問合せ先 市役所 税務課
☎22・8106

申告が必要な方

- 平成26年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
- 収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
- 国民年金保険料の免除・児童扶養手当等の支給を受けている方または受ける予定の方

障がい福祉に関して、所得に

- 障がい福祉に関して、所得に依りて助成額等が変わる制度を利用される方
- (同世帯の方の申告が必要な場合もあります)
- 平成26年度に市内の私立幼稚園に入園または在園する園児の保護者で、就園奨励補助により保育料の減免を受ける予定の方

申告する必要のない方

- 税務署に所得税の確定申告をする方(確定申告は市・県民税の申告を兼ねています)
- 一力所からの給与収入のみで、
- 勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入(遺族年金・障害年金の収入を除く)のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 印鑑
- 平成25年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの(医療費控除の申告をする方)
- 医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの(医療費控除の申告をする方)
- 寄附金受領証明書(寄附金控除の申告をする方)
- 障害者手帳、市町村長等の認定を受けている方はその認定書

申告に必要なもの

- 事前に医療を受けた方および病院・薬局別に計算してください。
- 寄附金受領証明書(寄附金控除の申告をする方)
- 障害者手帳、市町村長等の認定を受けている方はその認定書

申告受付日程

2月中は各地区へ出張申告を行っています。市役所での申告は3月3日以降にお願いします。

2月	とき	ところ
17日(月)	9:00～16:00	農協栗野支店
18日(火)	9:00～16:00	農協栗野支店
19日(水)	9:00～11:30	旧葉原小学校
	9:00～16:00	農協栗野支店
20日(木)	9:00～16:00	愛発公民館 農協栗野支店
21日(金)	9:00～16:00	中郷公民館 農協栗野支店
25日(火)	9:00～16:00	栗野公民館
26日(水)	9:00～11:30	横浜公会堂
27日(木)	13:30～16:00	東浦公民館
	9:00～16:00	農協栗野支店

3月	とき	ところ
3日(月)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
4日(火)	9:00～16:00	農協敦賀支店 農協栗野支店
5日(水)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
		農協敦賀支店
6日(木)		農協本店
7日(金)		農協本店
10日(月)		農協本店
11日(火)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
12日(水)		農協本店
13日(木)		農協本店
14日(金)		農協本店
17日(月)		農協本店

《確定申告 出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、こちらの会場をご利用ください。

2月25日(火)・26日(水) 栗野公民館
3月3日(月)～14日(金) 市役所4階
(土・日曜日は除きます)

Check! 介護保険等を利用されている方は、14ページもご覧ください。

税務署の

申告相談会場は

2月3日(月)から!

1月31日(金)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署で相談することができますが、限られた職員で対応していますので、お待ちいただく場合があります。

申告・納税期限

所得税 3月17日(月)
消費税 3月31日(月)

問合せ先 敦賀税務署

☎22・1010

確定申告の作成は

「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書等は、ご自宅のプリンタで印刷して郵送等により税務署へ提出することができます。

また「同コーナー」の画面上からそのままe-Taxを利用して税務署に送信することもできます。

「同コーナー」を利用して所得税および復興特別所得税の申告書等を作成すると、次の点で便利です。

- ① 24時間いつでも利用可能です。
- ② 税務署に行く必要がありません。
- ③ 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ④ データを保存することにより、いつでも作業を再開できます。
- ⑤ 保存したデータは、翌年以降も利用できます。



税務署職員によるe-Taxの出張申告相談を行います。

【栗野公民館】 2月25日(火)・26日(水)
【市役所4階】 3月3日(月)～14日(金)

e-Taxを

ご利用いただく前に

《必要なもの》

- 電子証明書付き住民基本台帳カード(市役所市民課で取得できます)
- 電子証明書の有効期限は発行日から3年間です。既に取得されている方で有効期限が切れる方は、市民課で更新の手続きをお願いします。
- (電子証明書等の取得に関する問合せ市民課 ☎22・8116)
- ICカードリーダーライター(家電量販店などで購入できます)



復興特別所得税が創設されました

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることになりました。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

平成26年度からの個人市・県民税の改正点

1. 均等割の税率の変更

(平成26年度～35年度までの10年間)

東日本大震災を踏まえて、全国の都道府県・市町村では、防災のための施策に要する費用の財源を確保する目的で、平成26年度から10年間、市民税と県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されます。

均等割額	平成25年度まで	平成26年度から35年度(10年間)
市民税(年額)	3,000円	3,500円
県民税(年額)	1,000円	1,500円
合計(年額)	4,000円	5,000円

2. 給与所得控除の改正

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除については、245万円の定額となりました。

【給与所得控除額(給与等の収入金額が1,000万円超の場合)】

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超～1,500万円以下	給与等の収入金額×5%+170万円	給与等の収入金額×5%+170万円
1,500万円超		245万円

3. 給与所得者の特定支出控除の改正

《特定支出範囲の拡大》

弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費【※上限65万円】(図書費、衣服費、交際費等)が特定支出に追加されました。

《適用判定の基準の見直し》

適用判定の基準が給与所得控除額の総額から給与所得控除額の2分の1に緩和されました。

問合せ先 税務課 ☎22-8106